

第10期第2回法制問題小委員会における権利制限の一般規定に関する主な議論の概要

【全般】

- ・ 大きな方向性としては異論ないが、刑事罰や憲法の問題等にも配慮して立法に臨むよう強く希望する。
- ・ 今の段階のまとめとしては中間まとめ（素案）に賛成だが、制度設計のもう少し具体的なことを中間まとめないし最終的な報告書には書いた方がよいのではないか。
- ・ A～Cの類型を、裁判規範性という観点からできるだけ明確化を図るべきであるという観点から議論をすべきである。
- ・ 細かい条文の構成等については、審議会の議論を踏まえて政府が技術的な詰めを行うべきところであり、審議会の役割は法改正の大体の方向性を決めることではないか。

【A類型について】

（対象範囲の明確性について）

- ・ 付随的利用についての権利制限規定は、ドイツ法57条、英国法31条にも例があり、これと比較しても素案の表現で範囲が不明確といった問題は生じないし、「社会通念上軽微」というのを他の適当な表現に言い換えるのは不可能なのではないか。
- ・ 現行法や他の法律においても、「必要と認められる限度」、「やむを得ない」、「利益を害するおそれがない」等の表現は用いられており、素案の表現で特に問題はない。
- ・ Aの類型に刑事罰を課すのではなく、権利制限の一般規定によりAの類型に刑事罰が成立しないことを明確にするのであるから、明確性の原則は問題にならないのではないか。
- ・ 前半部分（「その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり」）においては行為との関係での付随性を表現し、後半部分（「その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの」）においては軽微性を表現し、これを「かつ」で結ぶことにより明確化を図っていると評価できる。

（いわゆる「写し込み」について）

- ・ 素案には写し込みもAの類型に入りうるとの記述があるが、Aの類型にいう「付随的」とはどういう意味か、Aの類型には写し込みも入るのか、入るのであればどういった類型のものが入るのかということをしっかり議論すべきではないか。
- ・ 写し込みの場合、写り込みよりも付随性が認められにくくなると思うが、写し込みだからといって直ちにAの類型から外れるということはないのではないか。例えば、あるものを撮影する場合、どのようなアングルでも美術品等が端っこに写って

しまうというようなケースが考えられるのではないか。

- 写し込みがAに入る例としては、子供に誕生日プレゼントであげたキャラクターのぬいぐるみを抱かせて写真を撮る場合が考えられる。
- 写し込みもAの類型に入り、かつ営利行為でもよいということで合意が本当に得られるのか。非営利要件を課さないのであれば、未だ議論が詰まっていない以上、写し込みがAに入りうるという記載は、中間まとめには記載すべきではないのではないか。
- 「その著作物の利用を主たる目的としない利用行為」であれば、Aに該当するのであり、その著作物を利用することを意図しているという意味での写し込みであれば、Aには含まれないのではないか。その場合の判断要素は、その著作物に代替性があるかどうかということになるのではないか。
- 代替性は総合考慮の一要素にはなるかもしれないが、事案によっては結論の妥当性を欠く場合も考えられるため、代替性の有無を全面に出すべきではないのではないか。

(非営利性要件を課すべきか否かについて)

- 写し込みもAの類型に入り、かつ営利行為でもよいということで合意が本当に得られるのか。非営利要件を課さないのであれば、未だ議論が詰まっていない以上、写し込みがAに入りうるという記載は、中間まとめには記載すべきではないのではないか。 [再掲]
- 非営利行為に限ると適用範囲が極めて限られてしまう。営利行為は認められにくいとは思いますが、非営利を要件にすべきではない。特にインターネット社会においては、営利・非営利はそれほど大きなメルクマールにはならないのではないか。

(その他)

- 複数行為者の個々の利用行為がAに該当する場合でも、それらを総体として評価すると、権利者の利益を不当に害する場合もあると考えられ、このような場合に権利が働くようにする必要はないか。
- Aの適用を受けて権利制限がされた利用であっても、その後続の使用行為を総合的に評価すると、権利者の利益を不当に害するような場合があるのではないか。このような場合にも、権利が働くようにする必要があるのではないか。
- いわゆる「写り込み」「写し込み」以外で、Aの対象となる行為としては、例えば、違法に複製された写真が一枚だけ掲載されている書籍を、図書館が複製した場合が考えられ、この場合における当該写真の利用行為は、第31条の適用は受けないが、Aで救えるのではないか。
- 16頁(※第3回配布版では23頁)に記載のある追加要件(「著作物の種類、用途、利用の態様等に照らし社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であること」)は、「といった方法も考えられる」と記載されており、ワーキングチーム報告書における記載(「…要件として加えることが適当である」)と比べてトーン

が弱まっているのではないか。この種の要件は現行法の個別権利制限規定の中にもあるのだから、明確に要件として位置付けるべきではないか。またその場合、「軽微」の要件と追加要件との関係について、内容的に重なる部分があるのか等の整理が必要ではないか。